

長寿命化工事を行ったマンションの固定資産税が減額されます

減額適用の要件

対象となる家屋	新築された日から20年以上を経過した総戸数10戸以上の区分所有マンションであり、専有部分のうち居住部分の割合が1/2以上であること 過去に1回以上適切に長寿命化工事を実施しており、令和3年9月1日以降に長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額を、管理計画の認定基準まで引き上げていること マンション管理適正化法に基づく管理計画の認定を受けていること
改修完了年月日	令和7年3月31日まで
対象となる工事	長寿命化工事（①屋根防水工事、②床防水工事、③外壁塗装工事）

※ 適用を受けられるのは1戸につき1回のみです。

※ 他の減額制度との同時適用はできません。

減額の内容

減額期間	改修工事が完了した年の翌年度分
対象床面積	1戸当たり100㎡まで (なお、減額対象は居住部分の床面積に限ります)
減額される額	対象床面積の税額の3分の1

※ 減額となるのは固定資産税のみです。都市計画税は減額されません。

※ 土地についての減額はありません。

申告方法

申告に必要なもの <発行主体>	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 申告書<input type="checkbox"/> 大規模の修繕等証明書<建築士又住宅瑕疵担保責任法人><input type="checkbox"/> 過去工事証明書<建築士又はマンション管理士><input type="checkbox"/> マンションの総戸数が確認できる設計図書等<input type="checkbox"/> 管理計画の認定通知書又は変更認定通知書<大阪狭山市マンション管理計画認定制度><input type="checkbox"/> 修繕積立金引上証明書<建築士又はマンション管理士><input type="checkbox"/> 納税義務者の個人番号確認書類（マイナンバーカード等）<input type="checkbox"/> 納税義務者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）<input type="checkbox"/> 所有者が法人の場合は申告書に法人印の押印をお願いします。
申告期限	改修工事完了後3か月以内
申告先	大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税担当

【問い合わせ】

大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税担当

電話 072-349-9401（直通）